



令和7年度 琴浦町

中小企業ステップアップ支援補助金

新商品開発、販路開拓、DX推進に対する取組を支援します

◆対象者

町内に本社など主たる事業所を有する
中小企業者又は個人事業主、NPO法人、
農業協同組合、漁業協同組合等

上限額

20 万円

補助

◆補助上限額 20万円

※10万円（税抜き）以上の事業が対象です。

◆補助率 1 / 2

◆補助対象事業

- ・新商品開発事業（ふるさと納税返礼品に限る）
- ・販路開拓事業（マーケティング構築、出展催事に要す経費等）
- ・DX推進事業（IT導入に係る経費等）

※詳細は裏面参照

◆事業期間

最長で令和8年2月28日まで

※期間内に支払が完了した経費が補助対象となります。

◆申請期限

令和7年10月31日（金）まで

※予算に達し次第終了します。

問い合わせ先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2

琴浦町役場商工観光課 電話：0858-52-1713

FAX：0585-52-1714



補助対象経費

事業区分	補助対象経費	内容
新商品、新役務の開発・改良に関する事業 ※ただし、ふるさと納税返礼品の商品に係るもの	外注費・委託費	ふるさと納税返礼品に係る新商品、新役務の開発・改良のための調査、開発、設計、デザイン、加工、プロデュース、ブランディング等、外部に発注する経費
	広告宣伝費	新商品、新役務宣伝のためのパンフレット作成、ホームページ更新等に係る経費
販路開拓・拡大に関する事業	マーケティング戦略構築費	マーケティング戦略（商品、価格、流通、販売促進等）構築への助言を外部専門家等へ依頼する経費
	出展催事に要する経費	出展料、会場費、小間装飾費、交通費等
	広告宣伝費	テレビ、ラジオ、インターネット等でのCM、動画の作成にかかる経費（ただし、パンフレット・チラシの作成のみは除く。）
DX推進（IT導入）に関する事業   	ホームページ、ECサイトの構築費（初回導入のみ）	ホームページ、ECサイト作成に係る外注費、インフラ整備にかかる経費等（ただし、通信費、サブスクリプションの使用料、リース料等のランニングコスト、汎用性の高いパソコン、タブレットは除く。）
	ソフトウェアの導入費（初回導入のみ）	新たにソフトウェアを導入する際のライセンス費用、カスタマイズ費用等（ただし、通信費、サブスクリプションの使用料、リース料等のランニングコストは除く。）
	キャッシュレス決済導入費（初回導入のみ）	キャッシュレス決済にかかる端末購入費、インフラ整備費（ただし、通信費、サブスクリプションの使用料、リース料等のランニングコストは除く。）
	デジタル技術導入支援費	デジタル技術導入への助言を外部専門家等へ依頼する経費、研修費等

- 【申請に当たっては次のことをご確認ください】**
- 支援機関（商工会等）の助言及び確認を受けてください。
 - 琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、町内事業所への発注に努めてください。
 - 交付決定前の実施は対象外となりますのでご注意ください。